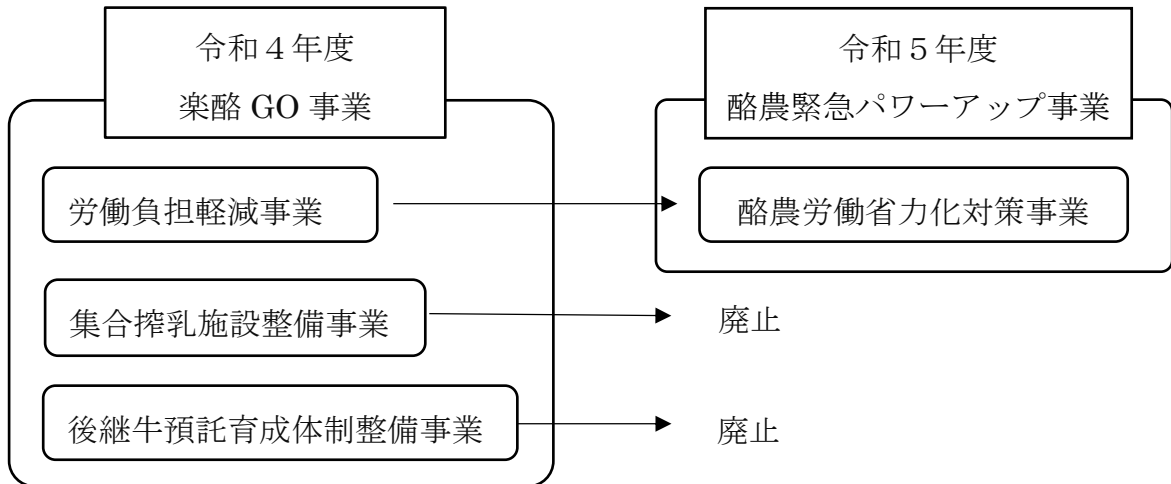


令和5年度事業の変更点

1 酪農緊急パワーアップ事業（新規）について

令和4年度までの酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪GO事業）の労働負担軽減事業は、令和5年度は酪農緊急パワーアップ事業の酪農労働省力化対策事業に組み替えとなりました。事業メニューの改廃は以下のとおりです。



2 増頭、生乳生産量の増加に取り組む計画の廃止

事業の参加要望の際に選択する「機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組」について、酪農経営が増頭、生乳生産量の増加に取り組む計画は削除され、飼養管理の高度化の取組が追加されました。

持続的生産強化対策事業実施要領別紙10

「別添6-1」要望調査票の「5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組」

令和4年度

3 生産性向上	① <u>増頭、飼養管理の高度化等により、生乳生産量の1割以上の増加に取り組む経営</u>
	② <u>①以外の場合、生乳生産量の増加に取り組む経営</u>



令和5年度

3 飼養管理	飼養管理の高度化等に取り組む経営
--------	------------------

「別添4の第4 係数」

令和4年度

区分	項目	値
3 生産性 向上	① <u>増頭、飼養管理の高度化等により、生乳生産量の1割以上の増加に取り組む経営</u>	<u>0.9</u>
	② <u>①以外の場合、生乳生産量の増加に取り組む経営</u>	<u>0.95</u>



令和5年度

区分	項目	値
3 飼養管理	飼養管理の高度化等に取り組む経営	0.9

- (参考) ・酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添5の別添第4
 ・酪農緊急パワーアップ事業(酪農労働省力化対策事業)実施要領
 「別記様式第1号-1」要望調査票の「5 機械装置の導入に伴う飼養管理の改善への取組」

3 みどりの食料システム法の認定による優先採択

労働時間削減効果の評価に用いる係数として、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営の項目を新設しました。(畜産ICT事業のみ)

持続的生産強化対策事業実施要領別紙10別添4の第4

区分	項目	値
4 その他	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている経営	0.9

4 クロスコンプライアンスの追加

持続的生産強化対策事業実施要領別紙10のIの第4の9

- ① 事業実施主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、持続的な畜産物生産に向けた取組が行われるよう、労働負担軽減経営体から、チェックシートの提出を受けることなどにより確認する必要があります。
- ② 事業実施主体は、この事業に参加する労働負担軽減経営体であって、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結をしている者が、前年度に引き続き契約を締結していることを確認する必要があります。

ただし、労働負担軽減経営体が、事業実施年度の前年度に契約を締結していない、又は、自給飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由があることを事業実施主体が確認した場合は、この限りではありません。

（参考）酪農緊急パワーアップ事業実施要綱別添5の第6の11及び12